

規 則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇四六

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―三九七）の一部を次のように改正する。

別表第一中央児童相談所、南児童相談所、所沢児童相談所及び越谷児童相談所の項中「二」を「二・二五」に、「一」を「一・二五」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。